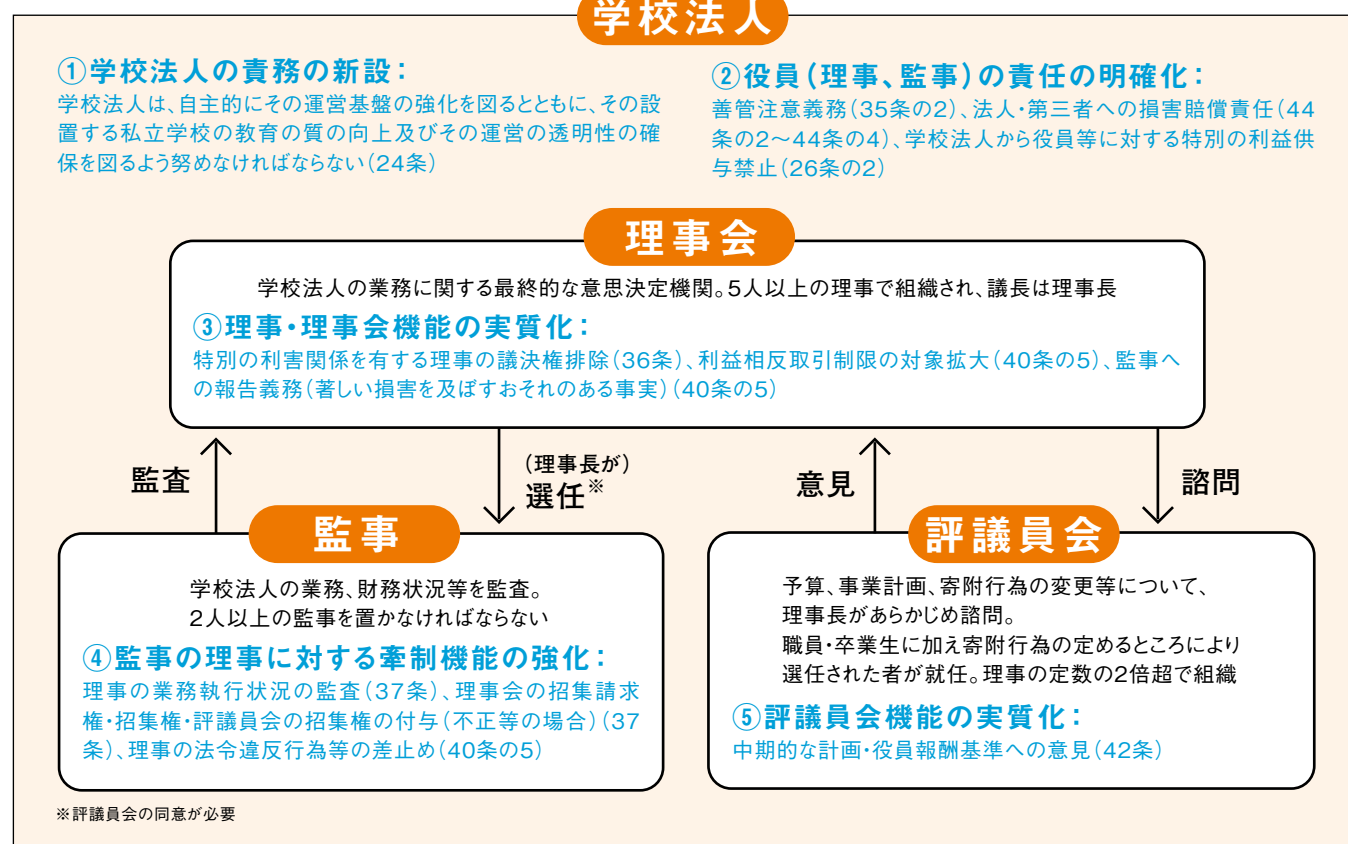


【図表3】機能の実質化と牽制強化を法律の枠組みの中で規定  
～学校法人のしくみと私学法改正の内容

青字が今回の改正内容



\*文部科学省資料を基に編集部で作成

【図表2】に、4つの改正ポイントをとらえてみる。(A) 役員職務及び責任の明確化等や、(B) 情報公開の充実、学校運営の透明性を高めるためのもの。この10年余りの間他の法人、例えば企業では、\*3コーポレートガバナンス・コードの策定・見直しや急速に進んでおり、公益法人や社会福祉法人、医療法人においても、ガバナンス(統治)強化の制度改革が行われている。それらの動きと足並みをそろえるための改正が、今回実施されたのだ。

(D) 破綻処理手続きも他の法人制度に倣い、解散命令による解散の場合は、所轄庁が清算人を選任できる規定が追加された。

さらに、(C) 中期計画の作成も義務付けられた。これは、不正や不祥事の防止といった「守り」の面だけでなく、中長期的な発展をめざした「攻め」の面でも、組織が一丸となって取り組むことを

求めたものだ。

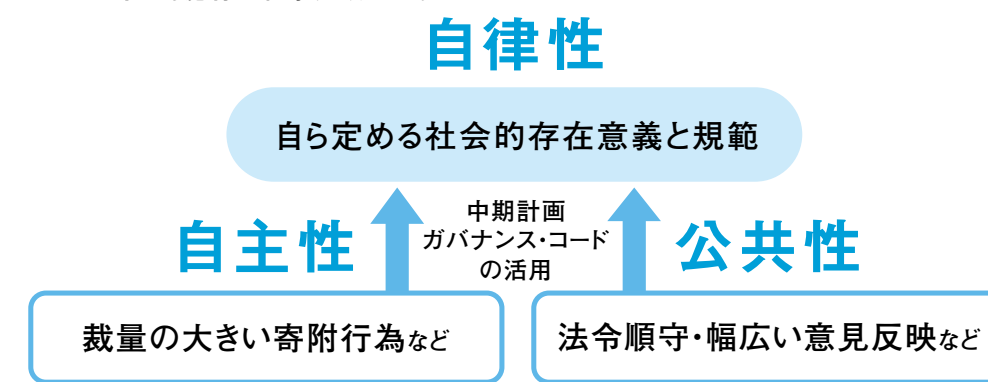
ここでは4つのポイントのうち、学校運営に関わる(A)(B)(C)の3つを詳しく取り上げる【図表3】。

その前に、改めて学校法人の組織体制について確認しておきたい。学校法人は、最終的な意思決定機関である「理事会」、法人の業務や財務状況などを監査する「監事」、職員や卒業生などのステークホルダーからなる諮問機関「評議員会」で構成される。このうち理事と監事が「役員」と呼ばれる。学校法人全体に通じる改正として、まず①学校法人の責務が新設され、「運営基盤の強化」と共に、「教育の質向上」「運営の透明性の確保」を図ることが「責務」としてはっきりと示された。

そして、(A) 役員職務及び責任の明確化等では、法人の運営基盤の強化が果たされるよう、他の法人制度に倣って各組織の適切な職務の遂行や相互監視の強化が図られた。具体的には②役員責任の明確化において、役員は\*4善管注意義務や損害賠償責任を負うことが改めて法律の条文で規定された。一方で、その責任が過重にならないように最低責任限度額(理事長は報酬額の6倍、業務執行理事・職員理事は4倍、監事は2倍)や責任限定契約(非業務

\*3 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する行動原則の指針。上場企業には、行動原則どおりの実施が、実施しない場合の理由の説明が求められる  
\*4 「善良な管理者の注意義務」の略。業務を委任された人が、その能力や社会的地位などから一般的に期待されるレベルの注意を払う義務

【図表1】“自主性”と“公共性”を高いレベルで実現する“自律性”  
～2020年4月施行の私学法改正の狙い



【図表2】改正私学法の4つのポイント

(A) 役員職務及び責任の明確化等	(B) 情報公開の充実	(C) 中期的な計画の作成	(D) 破綻処理手続きの円滑化
これまで一般的な解釈とされてきた役員責任や、禁止事項、相互監視の職務などの内容を法律として明確化	大学には、寄附行為、監査報告書、財務情報等、役員等名簿、役員報酬基準をインターネットで一般向けに広く公開することを義務付け	大学には、将来を見据えた経営判断や、教学と経営の一体化を図るため、認証評価の結果をふまえた中期計画の作成を義務付け	破綻処理手続きを迅速に行うため、解散命令による解散の場合は、所轄庁が清算人を選任できる規定を追加

\*文部科学省資料を基に編集部で作成

改正の狙いは、**自律的な学校運営の実現**

私立学校法(以下、私学法)は、私立学校を管理運営する学校法人などについて定めた法律だ。その目的は、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めること」によって、私立学校の健全な発達を図ること(同法第1条)にある。

私立学校は、国公立の学校とは異なり、創設者の\*1寄附財産などを基に設立されるため、国などによる規制はできるだけ制限されている。一方で、国公立の学校と同じく公教育の一翼を担う存在であるため、一定の公共性が求められる。そこで私学法では、私立学校の自主性を損なうことなく公共性を保つために、必要最低限のルールを定めている。

2020年の改正は、そうした法の趣旨をふまえながらも、高い

レベルで自主性と公共性の発揮が求められる昨今の社会情勢をにらみ、学校法人に対して自らが定める社会的な存在意義と規範に基づく自律的な学校運営を求めている点に特徴がある【図表1】。つまり、法改正への対応を出発点として、持続的な発展に向けた\*2透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためのしくみの確立が、各大学に求められているのだ。

この背景には、18歳人口の減少が今後本格化する中で、経営の安定性が大学選定の重要な観点となること、グローバル化や情報化など環境変化の激流に対応するには官民の支援が不可欠で、それには社会からの信頼が欠かせないこと、これらの課題に明確な方針とスピード感を持って対処する必要があることなどがある。

よって今回の改正は、法的対応のため法人役員や一部の担当者だけが把握しておけばよいというも

\*1 そのため私立学校の定数は「寄附行為」と呼ばれている  
\*2 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」のコーポレートガバナンスの定義より引用

今さら聞けない!

# 改正私立学校法

## 4つのポイント解説

中期計画作成の義務化等を定めた改正私立学校法の狙いと内容を、文科省取材等を基に解説する。

取材・文/ 児山雄介



# 文科省に聞く!

## 経営責任に上限を設けるのは 果敢な経営判断を後押しするため

私学法は、条文の数も記述量も他の法律と比べて非常にスリムです。そこには、私学の自助努力、自浄作用を重んじてきた教育行政の方針が反映されています。他方、企業や他の法人では、細かな規則を定めることで社会からの信頼を高める制度改革が進んでいます。この背景には、不正や不祥事をきっかけに、社会の見る目が厳しくなったことがあります。こうした状況に、学校法人はどう対処していくか。そこで今回の改正では、役員の実任など、これまで条文を設けずに一般的な解釈で運用してきたことを明文化し、あいまいさをかなり減らしました。法がめざす方向性はこれまで通りで、内容がガラッと変わったというわけではありません。

明文化したことで、2つのことが実現できると考えています。1つは、社会に対するアピールです。経営の迷走や不正の防止機能を法で規定することで、私学は相互監視が効いた透明性の高い組織であると、社会に示すことができます。監事の牽制機能の強化などがこれに当たります。もう1つは、積極的な意思決定の後押しです。今回、役員が損害賠償責任を負うことと併せて、最低責任限度額や責任限定契約のしくみも明示しました。責任が及ぶ範囲を明確にして、果敢な経営判断を促し、後継者・外部の人材確保も応援したいとの考えがあります。

## 教学と経営の一体的な改革推進が 中期計画作成義務化の狙い

18歳人口が減少し、難しいかじ取りを強いられる大学にとって中期計画は、不可欠な意思決定ツールです。国立大学のように形式は統一していませんが、認証評価で指摘された内容を反映することは法の中で規定しています。そこには、経営資源の獲得だけでなく、それを生かした教育・研究の拡充も計画に盛り込み、教学と経営の一体化を図ってほしいというメッセージを込めています。そのほか、「社会との約束」としてふさわしい計画のあり方を、施行通知の留意事項の中で

# 18歳人口減少期を乗り切るため、 中期計画をどう活用する?

文部科学省  
高等教育局私学部  
私学行政課 課長補佐

## 相原康人

あいはらすと●2004年文部科学省入省。高等教育局大学設置室、初等中等教育局幼児教育課専門官、福岡県教育委員会義務教育課長・高校教育課長などを経て、2020年より現職。



示しました【図表5】。このようなプロセスや内容に留意して計画を策定するうちに、自ずとガバナンスが強化されていくと考えています。各大学の計画については、今後内容の調査・分析を進める予定です。

## 共に中期計画の実現をめざす 私学行政をめざしていきたい

現在開催中の「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」では、社会福祉法人や、公益社団・財団法人制度での改革をふまえ、学校法人が同等のガバナンス機能を発揮するための改革案を検討しています。例えば公益法人では議決機関とされている評議員会の役割や、会計監査のあり方などが議題となっています。

とはいえ、他の法人制度をそのまま取り入れたいとは考えていません。学校法人は、理事会が強い権限を持つ独自の制度の下でガバナンスを発揮しています。また、学外の構成員を含む評議員会は、ステークホルダーの意見を経営に反映させる機能を、他の法人に先駆けて実現しています。他の法人に追随するのではなく、私学ならではの特色を生かしながら、社会の要求に応えられる制度を検討していくつもりです。

本省と各法人との関わり方も変えていく必要があるかもしれません。非常時を除いて、これまでは「口を出さない行政」をよしとしてきましたが、時には身を乗り出したり、議論し合ったりしたほうが、社会の期待を実現する近道になるのではないのでしょうか。そのため、私学行政に携わる人員を補強して、実情の把握に努めながら各法人に伴走し、中期計画の実現を後押しできるような関わり方を模索したいと考えています。

【図表5】中期的な計画に求められる事項

策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶あらかじめ評議員会の意見を聴くこと</li> <li>▶認証評価において指摘された改善事項等をふまえること</li> </ul>
策定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶教学、人事、施設、財務等に関する事項について計画を立てること</li> <li>▶原則として5年以上の期間とすること</li> <li>▶抽象的な目標にとどまらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましい</li> </ul>

\*「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学省2019年7月12日)より

【図表4】大学ガバナンス・コードの概要

団体名	日本私立大学協会	一般社団法人日本私立大学連盟	一般社団法人大学監査協会
資料名	日本私立大学協会憲章 「私立大学版 ガバナンス・コード」 (第1版)	私立大学ガバナンス・コード 【第1版】	大学ガバナンスコード 2019年(令和元年)7月11日改訂
資料の性格	自学の取り組みなどを、下記5つの原則に基づき国民に対して宣言する際に規範となるもの	大学運営の指針となる内容を、「基本原則」の基に体系化して示し、会員法人に順守を求めるもの	大学ガバナンスに係る主要課題を提示し、チェックリストとしての利用を期待するもの
資料の構成	第1章 私立大学の自主性・自律性 (特色ある運営)の尊重	基本原則 「1.自律性の確保」	基本原則1 大学設置法人として、設置大学の目的を達成するために必要な環境の整備
	第2章 安定性・継続性 (学校法人運営の基本)	基本原則 「2.公共性の確保」	基本原則2 ステークホルダーとの適切な協働
	第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)	基本原則 「3.信頼性・透明性の確保」	基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保
	第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)	基本原則 「4.継続性の確保」	基本原則4 理事会等の責務
	第5章 透明性の確保(情報公開)		基本原則5 学長等の責務

\*各団体の資料を基に編集部で作成

執行理事・監事の特例)のしくみも併せて示された。

③理事・理事会機能の実質化では、利益相反行為の対象が代表権の有無にかかわらず拡大され、④監事の理事に対する牽制機能の強化では、前回の改正に続いて監事機能のさらなる強化が図られた。⑤評議員会機能の実質化では、学校を支える関係者の知見を、中期計画などに生かすための規定などが盛り込まれた。

(B) 情報公開の充実では、運営の透明性として、大学に対して「閲覧」だけでなく「公表」を義務付けた点がポイントだ。対象となる書類は「寄附行為」「監査報告書」<sup>\*5</sup>、財務情報等、新たに作成が義務付けられた「役員等名簿」「役員報酬基準」だ。大学には全国から受験生が集まるため、求めに応じた閲覧ではなく、インターネットを利用して一般向けに広く情報公表することが義務付けられた。

(C) 中期計画については、認証評価の結果をふまえて、作成しなければならぬとされた点がポイントだと言える。認証評価では、教育・研究の質がチェックされる。教育の質向上は学校法人の責務であり、教学と経営の一体的な発展をめざす計画の立案が求められるのだ。中期計画そのものは公

開の義務はないが、事業の進捗状況などを示す事業報告書は公開が義務付けられている。その中で中期計画の進捗・達成状況などを必然的に説明することになる。

### 自律的運営の指針となる「ガバナンス・コード」

今回の法改正に合わせて、3団体から私立大学を対象としたガバナンス・コードが発表された。これは、改正の狙いをふまえた取り組みだと言える【図表4】。ガバナンス・コードには、「法律で定めるほどではないが全大学が共有すべき考え方」や、「各法人の実情に合わせて工夫することが望ましいルール」などが指針として示されている。これに照らした運営の取り組みやこれを基に独自に策定したコードを各大学で公表することが期待される。

文部科学省私学行政課の相原課長補佐は、「今後は各団体と意見交換しながら、法で定めるべきこと、ガバナンス・コードで示すべきこと、各校の自治に任せるべきこと、よりよい振り分け方を検討したい」という。

ガバナンス・コードは、中期計画と併せて自律的な学校運営に欠かせないツールだと言える。

\*5 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書